⑺　上記２⑴イに掲げる級別の格付を受けていない者も上記３⑶の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

⑻　詳細は業務説明書による。

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Sugiyama, Special Officer for Accounts, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense.

⑶　Subject matter of the contact : JFY2020 Advisory Services for GOJ funded project regarding Relocation of the U.S. Marine Corps from Okinawa to Guam

⑷　Time-limit to express interests : 6 : 15 P.M. 27 January 2020.

⑸　Time-limit for the submisson of proposals : 6 : 15 P.M. 16 March 2020.

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense, 5―1 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8801 Japan. TEL 03―3268―3111 ex. 20814

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和元年12月16日

西日本高速道路株式会社　中国支社

支社長　小笹　浩司

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34

○第30号

1　業務概要

⑴　本業務は、「設計業務（総合技術監理型）」の対象業務である。「設計業務（総合技術監理型）」とは、発注者を支援する総合技術監理業務と、総合技術監理業務により監理する複数の設計業務で構成される業務である。なお、「設計業務（総合技術監理型）」では、本業務以外の説明書に示す別の総合技術監理業務及び設計業務を後続業務とし、当該後続業務を本業務の受注者と随意契約により別途契約するものとする。

⑵　品目分類番号　42

⑶　業務名　岡山高速道路事務所管内　橋梁耐震補強設計業務Ⅰ（その１）

⑷　業務箇所

自）　岡山県浅口市みどりケ丘

至）　岡山県笠岡市小平井

⑸　業務内容　本業務は、岡山高速道路事務所管内における橋梁耐震補強設計を行うものである。

⑹　履行期間　本業務は、受注者の円滑な業務体制確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から業務の始期日までの期間）を設定した業務であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が業務の始期日を任意に設定することができる業務である。なお、受注者は、発注者との協議を経た上で、落札後７日以内に履行期間通知書により業務の始期日を通知すること。余裕期間内は、参加表明書に記載する技術者を配置することを要しない。また、余裕期間内に現地踏査や設計業務の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

履行期間　業務の始期日から360日間（ただし、令和２年８月１日（業務開始期限）までに業務を開始すること）。なお、低入札価格調査等により、上記の業務開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約日の翌日から360日間で業務を完了させること。したがって、落札決定後から契約日までの間に実施する業務の始期日に関する協議は実施しない。

2　技術提案書の提出者に要求される資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域２」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記⑴から⑷に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。

⑹　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、工事等競争参加資格登録要領別紙15―１に定める標準特定設計共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出しなければならない。

⑺　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）　一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）　一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　公募型プロポーザル方式に関する事項　公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類（以下「技術提案書」という。）を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。